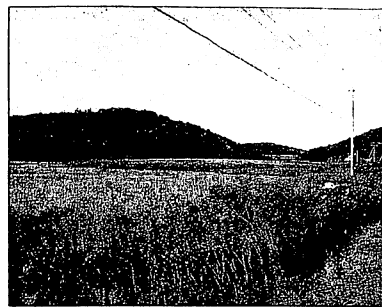


# “広域処理”を逆手に地元無視

## 行政も住民も答えは「ノー」 タッグ組み水源守る条例づくりを

ルポライター  
滝川康治



首都圏ゴミ処分場などの候補地は稚内市の内陸部の酪農地帯だ

身近な焼却施設からも発生するダイオキシンによる汚染が社会問題化しており、ゴミの越境・不法投棄をめぐる紛争もあとを絶たない。4年前から稚内市内でくすぶっている、首都圏ゴミの焼却灰などの処分場計画の現状を中心にリポートしながら、環境行政と住民のかかわりを考える。

### 排出自治体を示さずに“縦覧”

稚内の市街地から内陸部へ二十キロメートルほど入った上声間地区の静かな酪農地帯。ここに首都圏で発生した一般廃棄物焼却灰の埋め立て処分場などの建設話が持ち上がり、四年前になる。住民や市などの反発をよそに、業者側は強気の姿勢を変えていない。

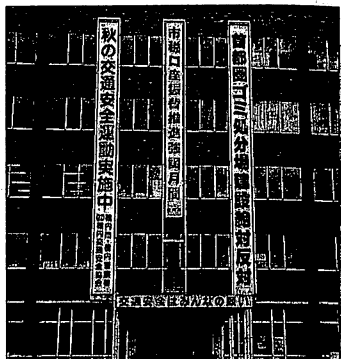
七月中旬、処分場計画を打ち上げた札幌市内の砂利採取業者・しりべし工

業（清水信一社長）が、稚内の地元紙に「縦覧広告」を載せた。今年一月に道へ提出した一般廃棄物処分場の「許可申請書」の写しを八月一日から一カ月間、予定地そばの仮設ハウスで、縦覧に供する——というものだ。

この「縦覧」に法的根拠はないし、地元住民への周知義務もない。予定地の大部分を占める農地の買収も進んで



ダイオキシン問題や法の不備を問いただした市民集会（7月16日、札幌市内で）。稚内市役所には「処分場反対」の垂れ幕が掛かる（写真左上）



処分場からタツニウシユナイ川を通じて海に流れ込むと、漁業関係にも大きな影響を与えることになる」

稚内市の鎌田紘・環境衛生課長は、こう言っている。住民の不安に理解を示し、「縦覧は向こう（業者側）の意思でやっていること。市、市議会、市民の会は一致して反対の姿勢は変わらない」と、きっぱり言い切る。

### 強気の業者に住民・市が反発

地元住民にとっては迷惑な、降ってわいた計画が明らかになったのは、九三年三月にまでさかのぼる。

同地区の農地などに当初十ヘクタール、最終的には五十七ヘクタールにおよぶ処理施設を造成して、稚内港に陸揚げした首都圏の一般廃棄物の焼却灰を埋め立てる——というのが、初めの構想だった。わたしは以前、清水社長に「なぜ稚内を選んだのか？」と問うたことがある。

①首都圏の焼却灰などを固化し、道の幌延町の砂利採取跡地に埋め立てる、という同町の計画（九二年に表面化。道の反対で頓挫）に触発された  
②外洋型コンテナ船が入港でき、車で三十分以内の位置で処分場を造れる後背地のあるところを探した  
③知人のつてをたどって予定地に照準を絞り、九三年二月、地権者に実勢価格の三倍ほどの金額を示して、土地売買の予約契約を交わした

いない。道は、申請書の内容について業者に説明を求めている段階で、許可するかどうかの結論を出していない。ないない尽くしのなか、わざわざ酪農地帯のど真ん中に仮設ハウスまで建てて、業者が「縦覧」の場を設けるのはきわめて異例である。

「道が求めた申請書に対する補正作業は終了している。廃棄物に関する法律が改正されたのを受けて、情報の提供を先取りした」（清水社長）

と業者側は自賛するが、わたしの目には既成事実づくりのひとつに映る。「六月に業者から『縦覧のために』町内会館を貸してくれ」との要望があったが、町内会活動に支障が出るので断った。最終的なものでない申請書を縦覧すること自体おかしい。業者は一方的に文書を送ってきたり、広告を出したりするだけなので、住民はまともに関与していない」

と、地元の「沼川地区処分場建設計画に反対する住民の会」の生田目幸男会長（酪農業・市議）が冷やかな住民感情を解説してみせる。「住民の不安は理解できる。四万五千市民の水がめになっている北辰ダムか

こんな答えが返ってきたのだが、同社は廃棄物処理業者ではなく、事務所は社長宅という個人会社である。誰の目からも、独力で大がかりな廃棄物施設を建設できるとは考えにくい。計画が表面化すると、稚内市は次の理由を挙げて反対を表明した。

- ①酪農地帯にあつてクリーン農業を推進する立場から、処分場の設置は適当でない
  - ②焼却灰にはダイオキシンや重金属が含まれる不安があり、ダム隣接地に建設すると飛散が心配される
  - ③「首都圏のゴミ捨て場」という印象を与えることは、北海道観光のイメージダウンになる
- 九四年春には市内の主だった団体で構成する「首都圏のゴミ焼却灰持ち込みを阻止する稚内市民の会」が発足した。が、業者側は引かず、九五年春には予定地のボーリング調査を行ない、昨年三月には焼却灰の処分場と産業廃棄物処理施設、農場の三点セットによる、施設の「全体計画」を市と「反対する会」に提示。そして今年一月、道に対して、一般廃棄物処分場の「設置許可申請書」を提出した。



釧路では住宅地そばの沢地が産廃処分場予定地となり裁判ごとに発展している

産廃処分場問題をめぐって、及び腰だった以前の道の姿勢を知るわたしにとつて、これらの発言は感慨深いものがあった。行政もまた、裁判を通じて鍛えられた、と言うべきか。

と注文をつけるものだった。釧路の産廃処分場問題をめぐって、及び腰だった以前の道の姿勢を知るわたしにとつて、これらの発言は感慨深いものがあった。行政もまた、裁判を通じて鍛えられた、と言うべきか。

山桂一さんは、「道民みんなが、ゴミ博士」になり、「出てきた廃棄物をどうするか？」を考えることを常識にしてほしい」と前置きして、ダイオキシンが放出題になる野焼きや小さな炉での焼却をやめるよう訴えた。

安全な食べ物を手に入れる運動を続けてきた日本消費者連盟運営委員の神原昭子さんは、栃木県や奈良県での処分場の杜撰な管理ぶりを目の当たりにした体験を紹介しながら、「処分場建設には計画段階で反対しないと取り返しがつかなくなる。焼却も埋め立てもさせないシステムを創る必要がある、わたしたちは『脱塩素』を掲げて、塩素を使わない製品を使わない

### 地方から法の不備問う動きを

産廃物処理法の改正によって、産廃の不法投棄防止策として罰金の金額を引き上げる一方で、施設設置に当たっては①申請書への生活環境影響調査書の添付の関係住民や市町村長からの意見聴取②専門家からの意見を聴いて判断する——といった規定が盛り込まれた。また、処理業者の許可要件を強化することや、すべての産廃に「管理票」の作成を義務づけた（これまでは特別管理廃棄物のみ）。法改正を受けて、政省令の検討・整備が進行中である。長年、産廃物問題に取り組んできた



処分場候補地のそばには稚内市の上水源の北辰ダムがある



ボリング実施をめぐり、しりべし工業の清水社長(左)に抗議する住民(95年2月)

施設の構造などが書かれた「申請書」では、北辰ダム下流側に約二十・五ヘクタールの用地を確保し、七・六ヘクタールの管理型処分場（埋め立て容量は約124万7000m<sup>3</sup>）を造る計画になっている。

町村間の協議が全くないところで民間業者が出てきている。これでは、「施設を造りたい」と言っても無理。許可するかどうかは、排出自治体に関する文書が出された時点で判断する（環境生活部廃棄物対策課）

稚内での首都圏のゴミ持ち込み騒ぎを通じて浮き彫りになったことは、広域処理を認めている国の廃棄物行政を楯に、一部の業者が都道府県の垣根を越えた処分場計画に触手を伸ばしている実態だった。

と、農政サイドは今後も申請をはねつける意向だ。業者側は「法的な争いも辞さず」と引く構えがないため、裁判ごとに発展する可能性がある。

### どっしりするダイオキシン汚染？

産廃処分場計画に反対運動が起きる一方で、設置を不許可にした道を相手取って業者が裁判を起すなど紛争になっている（本連載PART5「道外ゴミの越境搬入に『異議あり』参照」。この裁判、一番は道側が敗訴し、十月七日に控訴審判決が下る。真面目な処理業者がいる半面、処理実績のない業者が法の網をぐり抜ける形で計画を立てて、住民や行政との間でトラブルを起しているのが現状である。

その内容は、釧路や稚内などの紛争について、住民サイドに立つて対応する姿勢を強調する一方で、「嫌だから（廃棄物施設が）来てもらいたくない」と役所を突き上げるのでは困る。自分の身にかかわってくることをダイオキシンを考へ「私たちも努力するから、行政も分別収集」と働きかけてほしい」



稚内市内で開かれた「北海道ゴミサミット」（8月28日）

うとする動きが市議会内にあり、今秋以降に動きが具体化しそうだ。

「国は法を整備して、排出事業者の責任や「住民や自治体の同意」を明記してほしい。廃棄物は都道府県の圏域で処理すべきだ」（前出の鎌田課長）

という切実な声もある。

「指導指針」を作り、越境・不法投棄などにきびしい姿勢で臨んできた道では、法改正に伴って政令がどう変化するかを注視する。一方で、道内で発生する一般廃棄物をセメント工場などに運んで高温で連続燃焼させるなどの独自のダイ

オキシン対策も議論されはじめている。

「国は、地元のトラブルを自治体に任せておいて、いざとなったら法を振りかざすのは疑問。機関委任事務を自治事務にするよう主張している。地域によって特色のある部分は都道府県に対応を任せてほしい」（廃棄物対策課）

と、道は地方分権の強化を求める。

これまで道の「指導指針」は、住民の後ろ楯になってきたが、全国各地では一歩進めて、条例や要綱で廃棄物施設などから水源を守ろうとする自治体が増えていく。前出の山本弁護士は、新たな条例づくりの必要性について、こう提案する。

「自治体職員は今まで、省庁の縦割りで条例を制定すれば良かったが、今後は行政指導でやってきたものを条例化することが求められる。例えば、緑化保全地域に指定する、安全な食べ物のための農業に関する条例をつくる」といった方法で、裁判所が法の不備を追認しないようにしてはどうか」

こういった条例づくりを住民と行政の共同作業でやれるようになれば、ゴミ問題に対する関心も一層高まっていくのではないだろうか。